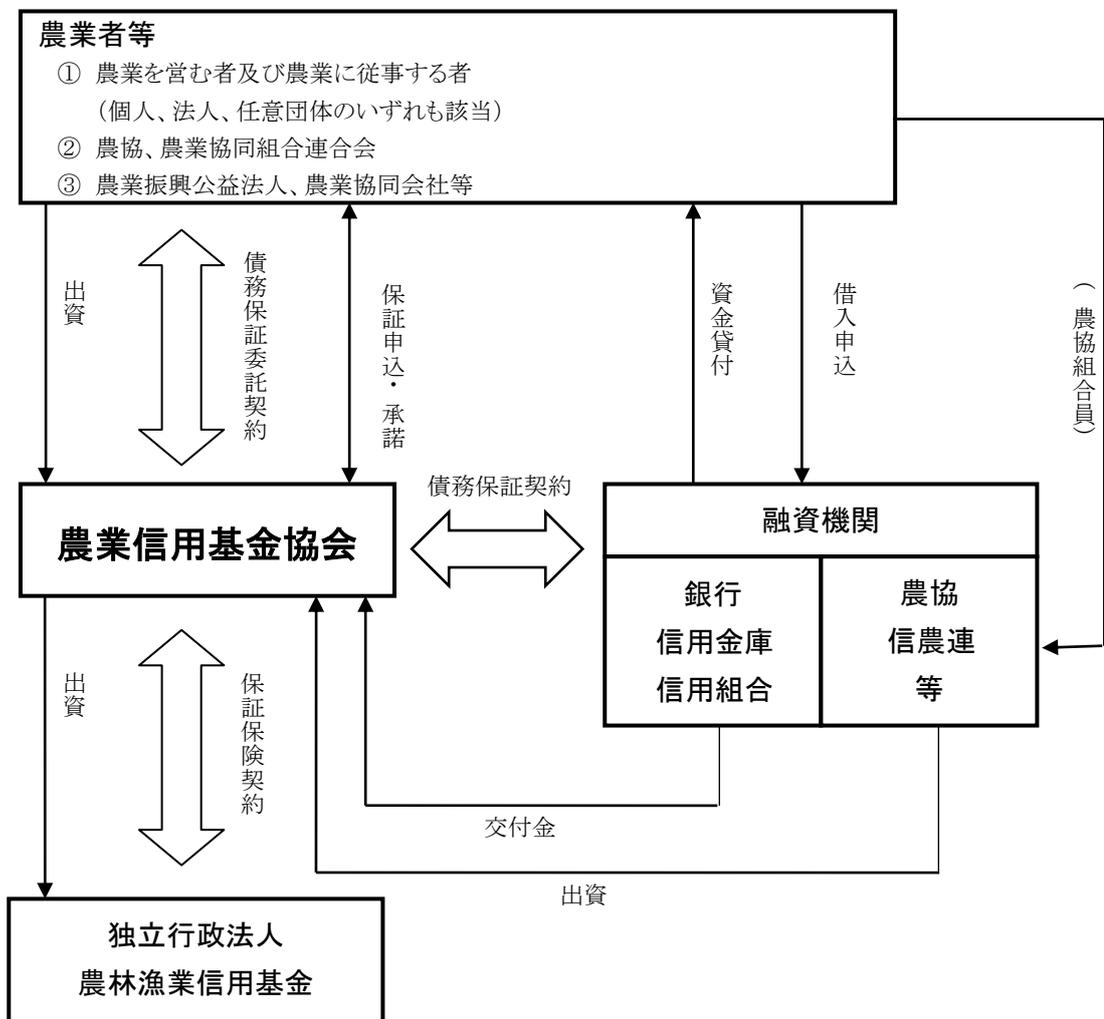


農業信用保証保険制度の概要

農業者等の信用力を補完し必要とする資金が円滑に供給されることにより、農業経営の改善、農業の振興に資するようにするため、農業信用保証保険制度が設けられています。

具体的には、全国47都道府県ごとに設立されている各農業信用基金協会が、融資機関から資金の貸付を受ける農業者等の債務を保証し、この保証について独立行政法人農林漁業信用基金が行う保証保険により補完する仕組みとなっています。

1. 制度の仕組み



※ 基金協会の債務保証を利用するには、基金協会の区域内に住所を有するとともに出資が必要です。

※ 但し、農協の組合員であれば出資する必要はありません。

2. 保証等の流れ

